

補助対象事業者各位 様

東京都福祉保健局健康危機管理担当局長

雲 田 孝 司

(公 印 省 略)

令和 5 年度 P C R 検査等感染症検体検査機器設備整備費補助事業に係る申請手続き等について（募集案内）

日頃から東京都における新型コロナウイルス感染症対策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の診療・検査については、感染症法上の分類の見直しにより、本年 5 月 8 日以降は 5 類に位置付けられたことに伴い、季節性インフルエンザと同様に、より多くの医療機関で発熱患者等への診療・検査が行える体制を確保していく必要があります。

このため、都では、新型コロナウイルス感染症等の発熱患者等の診療・検査を行う医療機関における検査体制をさらに整備していくために、補助対象を都内のすべての保険医療機関に拡大し、令和 5 年度 P C R 検査等感染症検体検査機器設備整備費補助事業（以下「本補助事業」という。）を実施していくこととしました。

つきましては、発熱患者等診療・検査を行う医療機関で検体検査機器の整備を行う意向がある医療機関におかれましては、本補助事業に積極的に申請をしていただくようお願いいたします。申請手続きに当たっては、添付の「P C R 検査等感染症検体検査機器設備整備費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）を御確認の上、下記のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 補助対象者

新型コロナウイルス感染症の発熱患者等の診療・検査を行う都内すべての保険医療機関（ただし、外来対応医療機関の指定を受けていることが必要です。後記「4 留意事項（8）」を参照のこと。なお、令和 4 年度に検体検査機器整備補助を受けた医療機関については、補助対象者から除きます。）

### 2 今後のスケジュール（予定）

補助金の交付申請手続きを円滑に進めるため、交付申請書の提出前に、事業予定や経営状況等の必要事項についての書類を提出していただいた上で、①事前審査を行います。事前審査の過程において、提出書類の確認や調査等を行い、内示を行います。その後、②補助金の交付申請を提出していただきます（交付要綱第 3）。

このように大きく2段階での手続きとなるため、申請は、①事前審査のための事業予定書等の提出、②交付申請のための交付申請書等の提出に分かれます。

なお、交付決定後に、実績等の報告が提出された後に、補助金の金額の確定、補助金の支払いとなります。

時期	① 事前審査	② 交付申請	備考
6月21日(水)	事業予定書等の提出期限		当日消印有効
}			審査委員会等の開催
8月下旬～ 9月上旬	内示	内示した医療機関へ交付申請書等の提出依頼の通知	
9月中旬～下旬		交付申請書等の提出期限	
10月以降		都から交付決定の通知	

### 3 事前審査手続きについて（事業予定書等の作成・提出）

補助対象機器（①リアルタイムPCR装置（全自動PCR装置を含む）、②等温遺伝子増幅装置、③全自動化学発光酵素免疫測定装置）の購入又はリースに係る補助金交付申請をされる場合、以下（1）提出書類を作成し提出してください。

※東京都福祉保健局では、医療関係施設における設備整備費補助対象事業者の選定にあたり、選定過程の透明性・公平性を確保することを目的として、「医療関係施設等整備費補助対象事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を行っております。同審査委員会の資料として御提出をお願いいたします。

#### （1）提出書類

「提出書類一覧」のとおり

（提出書類一覧及び提出様式は申請者ごとに分かれていますので、該当するものを以下のリンク先からダウンロードして使用してください。）

※ホームページは令和5年5月22日（月）正午から閲覧可能となります。

- ・申請者が病院の場合

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/kensa/kensakikihozyo\\_hp.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/kensa/kensakikihozyo_hp.html)

- ・申請者が個人開設の診療所の場合

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/kensa/kensakikihozyo\\_kozinkaisetu.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/kensa/kensakikihozyo_kozinkaisetu.html)

- ・申請者が法人開設の診療所の場合

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/kensa/kensakikihozyo\\_houzinkaisetu.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryu/kansen/kensa/kensakikihozyo_houzinkaisetu.html)

## (2) 提出期間・方法

令和5年5月22日(月曜日)から同年6月21日(水曜日)までに、「後記7提出・問合せ先」宛てに郵送するとともに、メールで提出してください(当日消印有効)。

※ 提出書類を受付けた順に、審査を進めていきます。印鑑登録証明書等の取得に時間を要する書類がありますので、早めの準備をお願いします。

※ 全ての書類を揃え提出期間内の提出を厳守してください。ただし、提出書類一覧の一部の書類がやむを得ない理由により間に合わない場合は、下記の問合せ先に、御連絡ください。

ア 提出書類は配達状況が確認できるように、レターパック(プラス又はライト)にて送付してください。

(電子データファイルで提出するものでも紙ベースでの提出も必要です。)

イ 「提出書類一覧」で「データも必要」となっている書類は、電子データファイルもメールにより提出をお願いします。※様式はPDF等に変換せずに送信してください。

なお、電子データは、紙ベースの提出書類より先に届くようにお願いします。

## 4 留意事項

本補助事業は交付要綱に基づき実施しますが、以下について事前に御留意ください。

(1) 本補助事業は東京都の予算の範囲内で補助金を交付します。全体の申請状況によっては御希望に沿えない場合があります。

(2) 内示額の範囲内で交付申請することができます。事前審査に提出された事業予定書と異なる内容での交付申請書や、事前審査及び内示を経ない交付申請は認められませんので、必ず事前審査のための書類を提出してください。

(3) 内示又は交付決定があっても、令和5年10月末までに納入されない機器は、補助金交付の対象外となりますので、御注意ください(リース分も10月末までのリース料が対象となります)。

※令和5年10月末までに納品可能となるよう、内示決定後、速やかに検査機器の導入に向けた準備を進めて頂くようお願いいたします。

(4) 補助対象機器は、医療機関として最優先で整備する機器(1医療機関1台のみ申請可)とします。

(5) 補助対象機器は、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品(検査キット)の承認を受けた試薬に適合している検査機器とします。

厚生労働省(体外診断用医薬品(検査キット)の承認情報)リンク先

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11331.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html)

(6) 検査機器に付帯する備品は、検査に必要不可欠であり、検査機器と一体的に利用すると認められる場合は、補助対象となります(検査機器の運搬・据付作業費用は補助対象に含まれますが、検査室の拡張工事などは補助対象外です)。

詳細は 別紙「令和5年度PCR検査等感染症検体検査機器設備整備費補助金補助の対象となる周辺機器等について」をご覧ください。

(7) 消耗品類(チューブ・試験管立て・マイクロピペット等)、試薬や検査機器維持費などのランニングコストは補助対象外です。

(8) 設備整備後の条件について

① 外来対応医療機関以外の診療所・病院

「外来対応医療機関」（発熱患者等の診療に対応する医療機関）の指定申請を行なってください。また、かかりつけ患者に限定せず、御対応ください。

② 外来対応医療機関の指定を受けている診療所・病院

かかりつけ患者に限定せず、広く対象者の拡大をしてください。

【参考】外来対応医療機関について（要件・申請・解除方法等を福祉保健局ホームページに掲載しています）のリンク先

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona\\_portal/iryokikan/shinryoukensa.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/corona_portal/iryokikan/shinryoukensa.html)

(9) 個別の審査状況についてのお問い合わせについては、お答え致しかねます。

(10) その他、交付要綱、Q&A及び様式をご確認ください。

5 交付申請手続きについて

事前審査結果を踏まえ、都から内示の通知を行います。併せて、交付申請書の提出について依頼をいたしますので、ご準備をお願いいたします。交付申請の書類の提出等については、改めて通知します（交付要綱別記第1号から第3号様式及び添付書類をご確認ください。）なお、交付要綱別記第4号以降の様式は、交付申請書の内容を踏まえ交付決定の通知を行った後に、機器の経費を支出してから提出していただく書類となります。

6 その他

本通知の内容については、広く東京都福祉保健局ホームページにも掲載し周知します（下記のアドレス又はQRコードからアクセス出来ます）。

※ホームページは令和5年5月22日（月）正午から閲覧可能となります。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/kensa/kensakikihozyo.html>



7 提出・問合せ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎 30階南側

東京都福祉保健局感染症対策部事業推進課検査体制担当

電話 03-5320-4320（直通）

メール 5kensakiki@section.metro.tokyo.jp

※メール送信時は、件名に「【医療機関名】検査機器補助金 事業予定」と記載してください。

## 令和5年度PCR検査等感染症検体検査機器設備整備費補助金 補助の対象となる周辺機器等について

申請できるものは「検査に必要不可欠であり、検査機器と一体的に利用するもの」に限られます。  
補助の対象であっても、必要不可欠と認められない周辺機器や備品についての申請は認められません。

### (1) 補助の対象となるもの

対象検査機器1台に対して一体的に利用するものであるため、周辺機器についても1台（品目ごと）が上限です。  
なお、医療機関の規模や適正と認められる範囲内の必要不可欠なものに限ります。

分類	品目	備考
周辺機器・備品	遠心分離機	
	検査機器専用のプリンター	
	機器専用のバーコードリーダー	
	検査機器を制御するためのパソコン	
	パソコン等を固定する専用のスタンド類	パソコン等を同時に申請する場合のみ。
	機器専用のキャリーケース	
	検体ラック	検査機器の内部にセット（専用ラック）し検査機器と一体的に使用するものに限る。
運搬・据付作業費	機器の運搬・据付作業費用	対象検査機器1台に対しての費用
	機器のオンライン接続費	//

※検査機器本体を申請せず、周辺機器等のみを申請することは認められません。

※什器類（安全キャビネット・冷蔵庫・検査台等）は原則補助の対象外です。

※購入時の価格が事業予定書提出時の価格を超えてしまった場合でも、補助額は内示額を上限とします。

### (2) 補助の対象とならないもの

以下については、対象外となりますのでご注意ください。

分類	品目	備考
備品	クーラーボックス	
	検体採取用の衝立類	導線を確保する目的の衝立類も対象外。
	空気清浄機	
消耗品	試薬	
	テストストリップ	
	ピペット類	電子ピペットも対象外。
	試験管	
	分注チップ（チューブ）	
	プリンター用の印刷ラベル	
保守・メンテナンス関連	検査機器維持費などのランニングコスト	保守点検契約等を含む。
その他	リサイクル料	
	部屋の拡張等の工事費	電源拡張の工事費も対象外。

※（1）（2）に記載がない品目については個別にお問い合わせください。